

POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費

196百万円(220百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対し義務づけており、我が国においては、平成22年度より現在POPs条約の対象となっている21物質群のうち19物質群(ダイオキシン類は別途調査)について、国内モニタリング調査を実施する(重点調査地点*(辺戸岬)を含む)。

また、各国からPOPs条約への新規対象物質の候補として提案された物質について、詳細な情報収集に基づいて条約の対象とすることの妥当性の検討を行う。

さらに、東アジアにおけるPOPsの環境中での残留状況の推移を正確に把握し、将来的な協力体制を構築していくために実施している東アジアPOPsモニタリング事業において、辺戸岬とともに重点調査地点に設定されたベトナム等との相互協力によりモニタリングを実施し、環境中での残留状況の経年変化を把握する。また、ワークショップの開催等により、我が国が持つ知見・技術の東アジア地域への普及を図る。

*高頻度(毎月1回)でモニタリングを実施する地点

2. 事業計画

区分	22年度	23年度	24年度	25年度以降
・全国POPs残留状況(辺戸岬含む)の監視事業				
・新たな条約対象物質の検討に係る調査	(19物質群)			
・東アジア地域のPOPs残留状況の監視事業及び多国間協力				

3. 施策の効果

POPsにおける環境中の残留状況を監視すること及びPOPs条約対象候補物質を検討することにより条約の履行の一層の推進を図り、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力をすることにより、同地域のPOPs対策の実施を一層促し環境リスクの効果的な削減に資する。

POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費

POPs条約

第11条：国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること

第16条：モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

平成13年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」採択

平成14年8月 日本がPOPs条約を締結

→国内POPsモニタリング調査の開始

→第1回東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催(以後、年1回)

平成16年5月 POUs条約の発効

平成17年6月 国内実施計画の策定

平成21年5月 第4回POPs条約締約国会議(COP4)にて新規POPs対象物質の追加決定、

第1回アジア太平洋地域モニタリング報告書の提出

・国内実施計画の改定(平成24年8月)

・新規POPs条約対象物質を検討する

POPs検討委員会(POPRC)への参加

・POPsの世界モニタリング計画改定のため
の専門家会議への参加

・POPs条約対象物質(新規POPs含む)の国内
POPsモニタリング調査の実施及びその経年
変化の把握

◆調査対象物質：アルドリン、エンドリン、ヘブタクロル、HCB、ディル
ドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、 α -HCH、
 β -HCH、リンデン、クロルデコン、テトラ・ベンタジフェニルエーテル、
ヘキサ・ヘプタプロモジフェニルエーテル、PFOS-PFOA、ベンタクロ
ロベンゼン

・東アジア地域における環境モニタリング体制の構築と継続的なデータ収集の円滑
な実施等を目的として、東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催や東アジア
地域におけるPOPsモニタリングの支援

モンゴル

中国

ミャンマー

ベトナム

ラオス

タイ

カンボジア

オース

フィリピン

ガルナ

シンガポール

マレーシア

日本

モンゴル

フィリピン

マレーシア

シンガポール

マレーシア

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

23百万円（19百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

近年、我が国と東アジア各国との間で化学物質及び化学物質含有製品の輸出入が活発化しており、我が国における環境汚染を防止する観点からも各国における化学物質の適正管理の推進と調和が重要である。

平成18年の第8回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM8）における合意を踏まえ、環境省では平成19年より「日中韓化学物質政策ダイアローグ」を開催している。本ダイアローグについては、平成22年5月に開催されたTEMM12の共同コミュニケにおいても、その重要性が確認され、「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」においても連携協力を強化することとされている。

そこで本ダイアローグを継続的に開催し、日中韓における化学物質対策に関する政策の連携強化のため、GLP制度（Good Laboratory Practice：データの信頼性を確保するための優良試験所基準）、化学物質の試験法の調和、リスクアセスメント分野における協力等について、情報収集及び課題の整理を行う。また、昨年度開催された本ダイアローグで、特に喫緊の課題とされたGLP制度の調和に向けた検討を進めるため、各國のGLP制度について比較検討を行うとともに、GLPを満たす試験所に相互に視察を行い、三カ国におけるGLP制度の調和に向けた検討を行う。

2. 事業計画

平成23年度～

- ・化学物質政策ダイアローグの開催（毎年1回）
- ・GLP制度の日中韓における比較検討調査
- ・GLP制度の三カ国間相互視察

3. 施策の効果

日中韓三カ国の化学物質審査規制制度の連携・調和を図り、東アジア地域における化学物質の適正管理の実現に貢献する。

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

23(19)百万円 [H23(H22)]

第12回日中韓三國環境大臣会合

(2010年5月)

- 共同コミュニケーション
 - ▶化学物質管理に関する対話と協力の推進を奨励
 - ▶化学物質管理と政策情報交換に関する一層の協力への継続的な取組

○三ヵ国共同行動計画

- ▶化学物質管理政策に関する最新動向について情報・意見交換を継続
- ▶優良試験所基準(GLP)、試験方法及びリスクアセスメント分野等における協力推進

日中韓化学物質政策ダイアローグによる情報・意見交換推進 日中韓におけるGLP制度等の調和に向けた調査・検討

【概要】

- ①日中韓化学物質政策ダイアローグの開催(毎年1回、H23年度は韓国)
- ②GLP制度の中韓における比較検討調査
- ③日中韓におけるGLP施設の相互視察

(新) アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

11百万円（ 0百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学産業において、近年、アジア諸国の台頭が著しいが、アジア諸国において、厳格な化学物質対策を講じるための技術や制度が十分に整っている状況はない。このため、アジア諸国において化学物質による環境汚染のリスクが高まるとともに、有害化学物質を含む製品が我が国に輸入されることなどにより、国内でも環境汚染を引き起こすおそれがある。

そこで、国内対策を強化するだけでなく、我が国の化学物質対策の経験を生かして、アジア諸国における化学物質対策の能力向上を促進し、各国における適正な化学物質対策の早期実現を図る必要がある。

具体的には、アジア諸国における適切な化学物質対策の実現に向け、我が国における有害性評価手法等について情報交換を進めるとともに、アジア諸国の化学物質対策の実務者を対象にした試験施設の視察やその手法に関する講習等を通じ、各國の化学物質対策能力の向上を図る。

2. 事業計画

平成23年度～

- ・アジア諸国における各国の有害性評価手法等比較検討調査
- ・途上国に向けた有害性評価手法等に関する講習の実施

3. 施策の効果

アジア地域における化学物質対策に関する理解促進を加速化し、各國の関係者の化学物質対策の実施能力向上を図ることで、アジア諸国における適切な化学物質対策政策の実現に貢献し、地域全体の適切な化学物質対策の確立に資する。

【新規】アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

11(0)百万円

[H23(H22)]

アジア諸国との合意



各国
汚染

国内
汚染

改正化審法附帯決議(2009年5月)
「アジアをはじめとする関係各國ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。」

→我が国における化学物質の有害性評価手法・GLP等に関する各
国間での情報交換を通じたアジア地域での対策能力の向上

【概要】

- ①アジア地域における各國の化学物質対策に関する比較検討
 - 有害性評価手法・リスク評価手法
 - GLP及び生態毒性試験手法
- ②途上国の化学物質対策実務者（行政関係者を中心）を対象とした有害性評価手法等に関する講習の実施

アジア地域における適正な化学物質対策の実現

水俣病総合対策関係経費等

12, 510百万円(11, 591百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていくようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- ① 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ② 水俣病被害者等手当支給等事業
- ③ 健康管理事業
- ④ 水俣病被害者救済円滑化事業

(2) 医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
 - ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
 - ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- 等

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業
- ・チッソ(株)に対する支援措置

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていく環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度における医学的判定を通じて、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会に多くの、石綿健康被害に関する医学的情報が集められている。現時点においては医学的情報が紙媒体でしか蓄積できないことから、この貴重な医学的資料を二次利用可能な形で集約することが求められている。

特に、病理形態情報については、国際的にも類を見ない数の症例が集まるが、判定終了後には病理標本を医療機関に返却する必要があるため、数多くの判定を行っているにも関わらず、知見の集積が不可能であり、中皮腫症例の調査研究事業や医療機関への診断支援還元事業の実施が困難となっている。

本施策では、医学的判定のために提出された資料を段階的に電子情報として蓄積し、審議結果も併せた詳細なデータとして管理できる医学的統合データベースシステムを構築することにより、医学的判定業務の迅速な運営及び集約された医学的知見の有効活用を図ることを目的とする。

また、中皮腫認定症例中には、必ずしも石綿起因と考えられないものもあることが、5年間の制度運用の中で明らかとなってきたことから、若年発症症例や石綿ばく露歴が不明な症例について、組織学的な特徴、発生部位等を解析することで、石綿起因性との関連について明らかにする。

2. 事業計画

区分	23	24	25	26	27
石綿関連疾患統合データベース構築事業			→		
①バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存	→				
②放射線画像情報の電子化・保存		→			
③医学的統合データベースシステムの構築 (医学的判定結果データベースシステムの運用)		→			→
					→

3. 施策の効果

- (1) 石綿関連疾患の医学的判定に用いた資料の適切な管理や保存が可能となる。
- (2) 石綿関連疾患の医学的解析の基礎資料として、判定水準の質の向上、審査の迅速化等が可能となる。
- (3) 個々の申請事案についての医学的情報を分析することで、医療機関が診断の際に陥りやすい問題点などを明らかにすることが出来るようになる。
これを基にしたフィードバック事業等を通じて、医療機関の診断水準を向上することで、より効率的で迅速な救済が可能になる。
- (4) 石綿起因性の評価について、より適切な評価基準が設定可能となる。

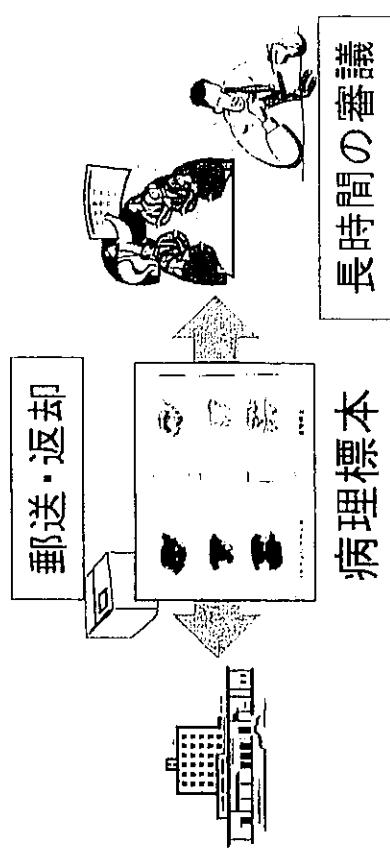
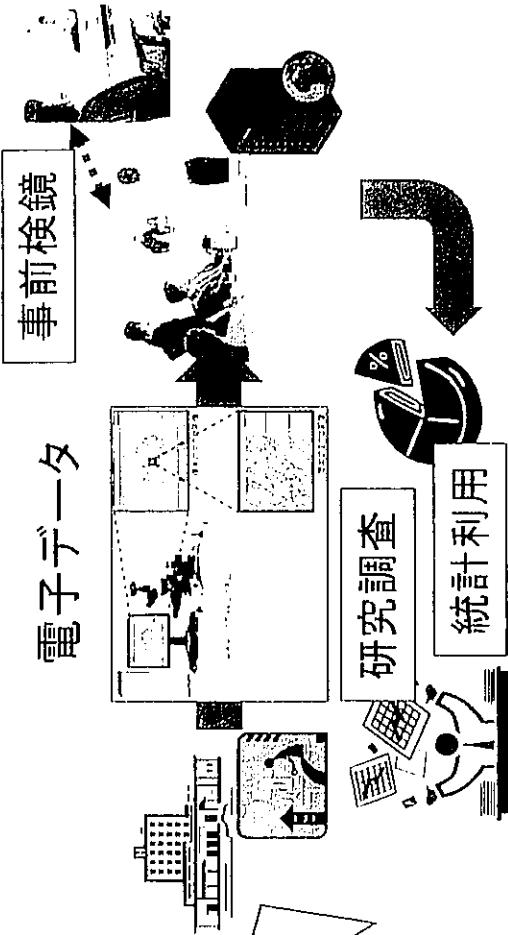
石綿関連疾患統合データベース構築事業 (バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存)

現行の病理検鏡における問題点

- ・医療機関へ標本を返却するため、判定の根拠となつた重要な資料が残らない。
- ・組織の形態的特徴に関する情報が蓄積できないため、将来的な研究に応用できない。
- ・検鏡が審査当日に限られ、かつ複数の者で同時検鏡できることから、長時間の審議となる。
- ・審査に参加しない委員が知見を共有できず、判定水準にばらつきが生じている。
- ・配達時等の破損事故が生じており(年10件程度)、医療機関との信頼関係が大きく阻害される。

バーチャルスライドによる改善

- ・標本情報を電子データとして、管理・保存できる。
- ・調査研究、医療機関への適切なフィードバックのために活用できる。
- ・委員の事前検鏡による、効率的な審議会運営が可能になる。
- ・判定困難事例の共有でき、委員間の判定水準を均一化できる。
- ・物理的に標本を提出する必要がなく、医療機関の協力が得られやすい。(破損事故の減少。)



茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費
106百万円（110百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

事 業 内 容	15～20年度	21年度	22年度	23年度～
医療費等の給付				→
健康管理調査等の実施				→
小児支援体制整備事業				→
調査研究の実施		→		→

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もつてその健康不安の解消等に資する。

卷之三

- ①有機ヒ素化合物汚染戸飲用住宅への居住要件を満たし、
②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会（環境省）の審査を経て確認

寒施狀況

◇平成15年6月30日
受付開始日

給付內容

医療手帳の交付

・療養手当(通院:月15,000円、入院:月25,000円)(併給)

舊唐書卷一百一十一

特に汚染の著しい井戸水の飲用者
→ 健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

- ・健 康 管 理 調 査 費 用(月20,000円)
- ・健 康 管 理 調 査 協 力 金(300,000円)

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

◇事業見直し等
・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、当初5年間実
施を経て、健常管理調査の決定

卷之三

小児支援体制整備事業の実施
※H20.6.30～
（医療手帳の交付を受けた15歳以下の者を対象）
一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備する
ため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

等により変更となる可能性がある。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

284百万円（284百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度に含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壤を掘削・除去し、その処理を平成20年3月までに完了したところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から1mg/L（ヒ素換算値：環境基準の100倍）以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

また、対策終了後は高濃度汚染地下水処理施設の撤去及び土地の形状の原状回復を行う。

2. 事業計画

高濃度汚染対策は、平成15年12月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、平成20年度において、揚水による効果的な対策手法についての検証を終え、平成21年度より、汚染地下水を継続的に揚水し、その処理を実施している。

平成20年度～23年度 A井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

3. 施策の効果

シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、A井戸近傍の地下水中に残存している有機ヒ素化合物の約90%を除去することが可能とされている。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、健康被害の未然防止に資する。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

- A井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。

- 対策終了後は高濃度汚染地下水処理施設の撤去及び土地の形状の原状回復を行う。

